

# やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、女性農業者の活躍による農業の発展及び地域経済の活性化のため、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）及び女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施するやまなし女性が変わる未来の農業推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業・補助対象経費等)

第2条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の女性農業者グループによる試作品の開発や先進事例の調査
- (2) 女性農業者グループが抱える課題の解決に向けた研修会の開催
- (3) その他、地域の女性農業者グループの活動のうち知事が認める取組

2 事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業の内容及び経費の配分の変更（別表に定める軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をしようとする場合は、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出して知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、遅延届出書（様式第4号）を提出

して知事の指示を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金は精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払により交付することができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(状況報告)

第7条 事業実施主体は、補助金交付決定に係る年度の12月末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、翌月5日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 事業実施主体は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第7号)により、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は1月31日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る実績報告書の提出を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第9号)により、事業実施主体に通知するものとする。

(財産の管理等)

第10条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を知事に納付させるものとする。

#### (財産の処分の制限)

- 第11条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定めた機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第5条に規定する処分制限期間とする。
  - 3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - 4 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### (補助事業の着手)

- 第12条 補助事業の着手(導入しようとしている機械、機器等の発注を含む)は、原則として当該補助事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、補助事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に補助事業に着手する場合には、事業実施主体はあらかじめ、交付決定前着手届(様式第11号)を知事に提出するものとする。

#### (補助金の経理)

- 第13条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
  - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳(様式第12号)その他関係書類を整備保管しなければならない。
  - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管するものとする。

#### (補助金の返還)

第14条 事業実施主体がこの補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業等に関してこの補助金の交付決定の内容又はこれに附した条件その他法令に違反したときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

別 表

事業実施主体※	補助対象経費	補助率	軽微な変更
(1) 民間団体 (2) 協議会（女性農業者グループ等を含む）  ※民間団体とは、民間企業、財団法人、社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需用費</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ 謝金</li> <li>・ 役務費</li> <li>・ 委託料</li> <li>・ 使用料及び賃借料</li> <li>・ 備品購入費（1件あたり5万円以上の物品購入）</li> <li>・ その他知事が必要と認めるもの</li> </ul>	定額	1 補助対象経費の30%以内を増減させる場合  2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合

※事業実施主体は、5名以上の農業者（女性1名以上を含む）がグループに所属すること。

※農業者は、新規参入者、自営農業就農者（結婚を機に就農された方含む）、雇用就農者、アルバイト、ボランティア等の農業関連事業を含む年間30日以上従事の者とする。

なお、ここで農業関連事業とは、農産物製造・加工、農畜産物の貯蔵、運搬、販売、農業生産資材の製造、農作業の受託の他、都市住民等の農作業体験施設の設置・運営や民宿業を含む。

様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり事業を実施したいので、やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業の内容及び経費区分（別記）
- (2) 収支予算他（別記）
- (3) その他必要な書類

（注）本様式における押印は省略しても差し支えない。

## 別記

### 1 事業目的

### 2 事業計画（実績）内容

年 月 日	内 容	金 額
		円
合 計		円

### 3 内訳

補助対象経費	事 業 費 (円)	負 担 区 分			備 考
		県補助金 (円)	自己負担 (円)	その他 (円)	
合 計					

(注) 補助対象経費については、別表に定める補助対象事業ごとに記載すること。

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には、「減額した金額〇〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計額（「減額した金額〇〇〇円」を記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団、財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実にみこまれるもの

4 収支予算（又は収支決算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比較増減		備 考
			増 (円)	減 (円)	
補助金 自己負担 その他					
計					

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額) (円)	前年度予算額 (本年度予算額) (円)	比較増減		備考
			増 (円)	減 (円)	
補助金 自己負担 その他					
計					

5 事業の完了（予定）年月日

〇〇年〇〇月〇〇日

6 添付書類

- ・ 事業者等の規約
- ・ 経費の積算根拠

申請者 殿

山梨県知事

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金交付決定通知書

〇年〇月〇日付けで申請のあったやまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇年〇月〇日付けで申請のあった女性が変わる未来の農業推進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円

補助金の交付決定額 円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容及び経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の30%以内を増減させる場合
    - イ 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増減を伴わない場合
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める

期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は〇〇年1月31日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金変更承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第5条第1号の規定により申請します。

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 添付書類

- (1) 実施計画書（別紙）
- (2) 知事が必要と認める書類

- (注) 1 実施計画書については、補助金の交付決定を受けた事業の内容及び経費の配分並びに変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。
  - 3 本様式における押印は省略して差し支えない。

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金遅延届出書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定に基づき届け出ます。  
（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注1））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	補助対象経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注2）事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

（注3）本様式における押印は省略して差し支えない。

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条2項の規定により次のとおり概算払を請求します。

1 概算払請求額 円

2 内 訳

補助金 交付決定額 ①	既概算 交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回 概算払請求額	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替  
振替先金融機関名 \_\_\_\_\_  
本 店 ・ 支 店（支店名 \_\_\_\_\_）

預 金 種 別 当 座 ・ 普 通  
口 座 名 義 \_\_\_\_\_  
口 座 番 号 No. \_\_\_\_\_

（注）本様式における押印は省略して差し支えない。

様式第6号（第7条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金事業遂行状況報告書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付決定通知のあった事業について、やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	補助対象経費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、様式第1号の3の「補助対象経費」の欄に記載された事項について記載すること。  
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額（事業の実施に伴い支払が見込まれる額）を記載すること。  
 3 本様式における押印は省略して差し支えない。

様式第7号（第8条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名 印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金について、次のとおり事業を実施したので、同補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 補助金の額 金 円

2 添付書類

事業の内容及び経費区分（様式第1号別記に準ずる）  
収支決算他（様式第1号別記に準ずる）  
事業実績報告書  
知事が必要と認める書類

- (注) 1 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。  
2 本様式における押印は省略して差し支えない。

番 年 月 日  
号 日

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名  
印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金の  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で交付決定のあったやまなし女性が変わる未来の農業  
推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第8条第3項の規定により報告します。

1	補助金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額	金	円

- (注) 1 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。  
2 本様式における押印は省略して差し支えない。

申請者 殿

山梨県知事

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金額の確定通知書

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 円 |
| 2 | 概算払済み額  | 円 |
| 3 | 精算払額    | 円 |
| 4 | 返納額     | 円 |

様式第10号（第11条関係）

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
事業者名  
代表者名  
印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金財産処分承認申請書

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
  
- 2 処分の内容
  
- 3 処分しようとする理由

※その他参考となる資料を添付すること。

（注）本様式における押印は省略して差し支えない。

様式第11号（第12条関係）

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地  
事業業者名  
代表者名 印

〇〇年度やまなし女性が変わる未来の農業推進事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく下表の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変によって実施した事業に損失を生じた場合、当該損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業に着手後、交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

(注) 本様式における押印は省略して差し支えない。

